

市道イ-81 号線外（郡本）道路拡幅工事

特 記 仕 様 書

（ 当初・変更 ）

第 1 章 総 則

第 1 条 （適 用）

- 1 この特記仕様書は、市原市が発注する市道イ-81号線外（郡本）道路拡幅工事の施工に適用する。
- 2 本工事は、「千葉県土木工事共通仕様書」、「千葉県土木工事書類作成マニュアル」並びに設計図書、関係法令、監督職員の指示に従い施工するものとする。

また、「市原市建設工事適正化指導要綱」に基づき、工事の適正な施工体制を確保すること。なお、「千葉県土木工事共通仕様書」、「千葉県土木工事書類作成マニュアル」については、千葉県を市原市に置き換えて使用し、「千葉県土木工事書類作成マニュアル」における工事打合せ簿は「市原市建設工事監督職員の執務に関する規程」における第3号様式を使用することとする。

第 2 条 （現場代理人・主任技術者（監理技術者））

受注者は、現場代理人及び主任技術者等の選定にあたっては、公共工事（道路工事）に関し経験と実績のある有能な技術者を優先的に選定するものとする。なお、入札前に契約検査課へ届出している当該工事に係わる技術者等に変更がある場合は、契約検査課との協議が必要となるので、市への通知前に監督職員と協議し了解を得た後に届けるものとする。

第 3 条 （現場代理人の常駐を要しない期間）

- 1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合わせにおいて定める。

- 2 工事全部の施工を一時中止している期間

工事全部の施工を一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、工事の施工を一時中止している期間については、監督職員との打合わせにおいて定める。

- 3 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

第 4 条 （兼務を認める対象工事）

本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。）と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡が取れる体制を確保すること。

第 5 条 （施工計画の届出）

受注者は、工期開始日から工事着手前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」と「使用材料届」を正副 2 部作成し、監督職員に提出するものとする。その場合、施工計画書の内容は下記事項について記載するものとし、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は追記すること。

なお、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、「変更施工計画書」を監督職員に提出すること。

- 1 工 事 概 要：工事件名・目的・内容・工期・受注者の基本姿勢等
- 2 実 施 工 程 表：現場内容に応じた方式（PERT 又はバーチャート方式）
- 3 現 場 組 織：職務分担・特殊技能者・下請業者等
- 4 主 要 機 械：主要な機械のメーカー・型式・能力等
- 5 主 要 資 材：主要な材料の形状・寸法及びメーカー・工場・販売店等
- 6 施 工 方 法：主たる工種の施工方法等具体的に（仮設計画・工事用地等を含む）
- 7 施 工 管 理 計 画：工程管理・品質管理（試験頻度）・出来形管理・写真管理
- 8 安 全 管 理：安全管理体制・交通安全対策・地下埋設物・沿道構造物・安全訓練等の計画・気象条件に関すること・地震や台風時等の状況報告に関すること・その他
- 9 緊急時の体制及び対応：関係各機関との連絡体制（下請負及び夜間の連絡体制を含む）
- 10 交 通 管 理：規制方法及び迂回路図等
- 11 環 境 対 策：騒音・振動対策・飛散対策・隣接地などの地元対策等
- 12 現場作業環境整備：現場事務所・トイレ・作業ヤード等
- 13 再生資源利用促進：現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源施設への搬入計画・再生資源の積極的利用及び再生資源利用（促進）計画書の添付
- 14 そ の 他：

第 6 条 （工事カルテ作成・登録）

受注者は工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、受注時または変更時において、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変

更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

第 7 条 （施工管理）

本工事の施工管理については、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県土木工事施工管理基準」、「舗装施工便覧」によるものとする。なお、詳細は次のとおりとする。

1 出来形管理

本工事の出来形管理基準及び規格値は、「千葉県土木工事施工管理基準」によりものとする。その他、下記についても提出すること。（監督職員の必要とするもの。）

（1）交通整理員日報（写し）

2 写真管理

写真管理については、「千葉県土木工事施工管理基準」の土木工事写真管理基準等によるものとする。その他、撮影方法は「土木工事写真の手引き」（全建）及び工事記録写真作成要領等を参考に、施工状況・出来形寸法・品質管理状況等が明確に確認できるよう撮影すること。その他、監督職員が求める撮影箇所があった場合は撮影するものとする。

3 工期及び工程管理

（1）本工事の工期には雨天、休日（年末年始等）等を含むものとする。

（2）受注者は、全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。

（3）受注者は、履行報告を月末を締め日として月初めに提出すること。なお、履行報告書の様式は、「市原市建設工事監督職員の執務に関する規定」様式第 4 号の他に、「月別工事予定表・進捗状況表、出来高表、工程表（実施及び計画）」を添付すること。

工事実施工程に対し、実績が 15 日程度以上遅延した場合は、その理由及び今後の措置を講じなければならない。

4 品質管理

本工事は「千葉県土木工事施工管理基準」に定める試験項目、試験方法及び規格値により管理するものとし、試験区分で「必須」となっている試験項目は必ず実施すること。ただし、管理し難い項目については、別途協議すること。

第 8 条 （安全管理）

1 安全管理

交通安全対策については、警察及び道路管理者の許可条件を厳守すること。

また、夜間における照明施設・休日・作業休止日における安全柵、歩行者の通路の確保等には万全な対策を講じるとともに、適時パトロールを実施すること。

2 安全訓練等

工事着手後、作業員全員の参加による安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付すること。なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに掲示すること。

3 気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策の具体的な内容を施工計画書に明記すること。

- (1) 現場特性の事前把握
- (2) 中止・再開基準の設定
- (3) 迅速に退避するための対応
- (4) 日々の安全管理の徹底
- (5) 現場の点検方法、対応方法及び体制
- (6) その他

なお、中止基準については以下を標準とし、更に現場特性に応じた基準を設定すること。

- ・当該工事箇所または上流部に、洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
- ・当該工事箇所または上流部に、降雨や雷が発生している場合（雨水工事）
- ・当該工事箇所に強風注意報・暴風警報が発表された場合
- ・当該工事箇所に竜巻注意情報が発表された場合
- ・労働安全衛生法及び労働安全規則に該当する場合

なお、これらの場合の建設機械・資材等の具体的措置についても定めること。

4 地震や台風時等の状況報告に関すること

市原市において、次の場合は速やかに現場点検を実施し、市へ報告すること。

- (1) 震度 4 以上の地震が発生した場合
- (2) 台風の予想進路内に入った場合
- (3) 強風注意報が発令された場合
- (4) 大雨注意報が発令された場合

受注者は、地元説明資料の作成について監督職員と協力し、資料を作成するものとする。また、工事着手及び工事中、必要に応じ工事内容を現場周辺住民や地権者に周知し、協力を得るために必要な措置を講じなければならない。

第 10 条 （各戸出入口等の確保）

各戸の出入口、取付道路等が工事のため一時的に閉鎖せざるを得ない場合は、関係各者に工事の方法・時期等を説明し、了解後行うものとするが、できるだけ短期間に留めるようにし、必要な仮設物にてその機能を確保し、関係者とのトラブルを生じないようにしなければならない。

第 11 条 （作業区分）

本工事の作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	施工区間
昼間施工（9：00～17：00）	全区間

※ただし、施工は上記区分によりがたい場合等は、発注者と協議のうえ対応することとする。

第 12 条 （建設副産物及び再生資源利用（促進）計画）

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設副産物対策の手引き（令和 3 年 3 月策定）」及び関係法令等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部ずつ提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存しておくこと。

上記は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 受注者は、法令等に基づき、作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (3) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の承認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物

処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (4) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2 建設発生土

本工事により発生する建設発生土(70 m³)は、市原市大桶字上大月地先、片道運搬距離 13.4 km の山喜工業(株)に運搬し処理するものとする。また、周囲に土砂が飛散しないよう、適切に対策すること。

3 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材(48 m³)は、市原市八幡海岸通地先、片道運搬距離 4.5 km の太陽建設(株)、または他処理施設に運搬し処理するものとする。

4 建設廃棄物

本工事により発生する

- (1) アスコン塊(8 m³)は、市原市八幡海岸通地先、片道運搬距離 4.5 km の太陽建設(株)、または他処理施設に運搬し処理するものとする。
 - (2) 無筋コンクリート(0.2 m³)は、市原市八幡海岸通地先、片道運搬距離 4.5 km の太陽建設(株)、または他処理施設に運搬し処理するものとする。
 - (3) 鉄筋コンクリート(0.1 m³)は、市原市八幡海岸通地先、片道運搬距離 4.5 km の太陽建設(株)、または他処理施設に運搬し処理するものとする。
 - (4) 舗装切断汚泥(11kg)は、市原市八幡海岸通地先、片道運搬距離 4.5 km の太陽建設(株)、または他処理施設に運搬し処理するものとする。
- なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告すること。

第 13 条 (建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認)

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに共済組合掛金の収納実績の確認を行う。

1 掛金収納の確認方法

1 件 500 万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、勤労者退職金

共済機構の掛金収納書を添付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書（以下「報告書」という。）を工事契約締結後 1 ヶ月以内（電子申請方式の場合は、工事契約締結後 40 日以内）に提出すること。

報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙（退職金ポイント）の購入予定時期等を記載した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入遅延報告書」を提出すること。

なお、証紙（退職金ポイント）の購入状況を把握するため必要があると認められたときは、関係資料を提出すること。

2 下請業者への現物交付等

受注者は、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、下請代金に応じた共済証紙の現物交付若しくは退職金ポイントを充当すること、または掛金相当額の下請代金への算入を行うとともに下請業者の建退共済制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付若しくは退職金ポイントの充当の促進を努めるよう下請業者を指導すること。

3 共済証紙（退職金ポイント）の購入額

受注者は、建設現場ごとの建設業退職金共済制度の対象労働者及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙枚数または退職金ポイント数を購入すること。

ただし、必要な共済証紙（退職金ポイント）の把握が困難な場合は、「掛金納付の考え方について」を参照し、工事種別等により選択した値を報告書の計算式に記入し購入額を算出すること。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注者と下請業者の証紙（退職金ポイント）購入額を合算するものとする。

第 2 章 材 料

第 14 条 （使用材料）

使用材料の不良品を排除するため下記の事項を遵守するものとする。また、監督員の検収後であっても、使用時になって損傷または変質したときは、新品と取り替えなければならない。

- 1 材料は、該当使用材別に J I S 製品及び J I S 製品同等品とし、経験と実績のある品質管理体制の確立した優良工場製品を使用するものとする。
- 2 工場検査については、必要に応じ監督員と協議し実施するものとする。
- 3 現場搬入材料は現場代理人が責任を持って検収する。ただし、監督員が確認を求めた場合は、材料検収を受けるものとする。

第 3 章 施 工

第 15 条 （ コンクリート工 ）

1 一般

- (1) コンクリート工については、特に指定する場合のほかは、全て土木学会制定の標準示方書により施工するものとする。なお、単位水量、単位セメント量、水セメント比等を記した配合計画書を作成し、提出するものとする。
- (2) レディーミクストコンクリートを使用する場合は、工場名を事前に監督職員に報告しなければならない。その場合、施工計画書の主要資材に含めること。

2 配合

- (1) 配合は、所要の強度、耐久性、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量をできるだけ少なくするよう定めなければならない。
- (2) 配合のための設計基準強度、粗骨材最大寸法、スランプ、水セメント比については設計書のとおりとする。

3 養生

- (1) 打設後は、乾燥、低温及び急激な温度変化などにより有害な影響を受けないように十分養生しなければならない。
- (2) 硬化中は、振動衝撃または荷重を加えないよう保護しなければならない。
- (3) コンクリートの露出面は、シート等を濡らしたもので覆うか、または散水を行って、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。
- (4) 養生期間は使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。

第 16 条 （ 舗装工 ）

アスファルト表層材料及び上・下層路盤材の施工および品質規格については「舗装施工便覧」を基準とする。

なお、これにより難しい場合は監督職員と協議すること。

また、工事請負契約書第 14 条第 2 項並びに土木共通仕様書第 1-1-21 の指定された立会施工、検査項目は以下とする。

- (1) 既設構造物・計画丁張りからの下がりによる高さの確認
- (2) 合材初期締固め温度の測定。
- (3) 現場検査用コア採取は、500 m²に 1 個の割とする。

なお、品質管理は、採取したコアを利用できるものとする。

第 17 条 （ 掘削工 ）

- 1 掘削機械により周辺工作物・植栽等に損傷を与えないように注意すること。
- 2 床付け面は人力基面整正掘削とし、床付け面を乱さないように十分留意して行うこと。また、掘削土については速やかに残土処分するものとし掘削現場に放置しないこと。

第 18 条 （ 埋戻工 ）

埋戻にあたっては、人力及びタンパで 20cm 間隔で最適含水比に近い状態で締め固めを行なうものとする。また、必要に応じて水締め等を行い沈下の無い様に施工すること。

第 4 章 そ の 他

第 19 条 （地下埋設物・架空線等）

受注者は、地下埋設物等の占用物件等の状況を十分調査し、その位置及び内容を確認し、移設または使用する必要のある時は、監督職員と協議し、所定の手続きをしなければならない。また、他占用物・架空線等の近接施工の際は、受注者において防護し損傷の無いよう管理すること。

なお、試掘にあたっては、監督職員と協議を行うこととし、監督職員が必要と判断した箇所については、設計変更の対象とする。

第 20 条 （工事基準点）

- 1 中心役杭及び工事用水準点等工事に重要な基準点は、十分堅固に引照杭を設置し、紛失・破損しないよう十分注意し、最終工事施工の支障にならないようにしなければならない。
- 2 工事完成後は、測点を復元しておかなければならない。

第 21 条 （境界関係）

官民境界を工事着手前に確認するとともに、境界杭・境界鉄等の境界を示すものを工事で損傷しないよう十分注意すること。なお、工事により撤去・復旧の必要なものについては、監督職員に報告し座標管理の上、復元すること。また、工事により境界杭等を破損した場合は、受注者が責任をもって復元すること。

第 22 条 （対外折衝）

受注者は、現場組織中に対外折衝を担当する渉外責任者を選定し、工事中関係官公署・付近住民者と交渉を必要とするとき、又は交渉を受けた時は誠意をもって解決をはかり、その経緯について記録し遅滞なく報告しなければならない。

なお、この内容が工事の進捗や設計変更等に重大な影響がある場合は、直ちに監督員に報告し、その指示に従って解決しなければならない。

第 23 条 （第三者の被害の補償）

- 1 契約書 29 条に定める第三者の被害の補償について、受注者の工事施工上の不手際による被害（例：通行者、車両、隣接家屋への損害等…）は、すべて受注者の負担とする。

また、軽易な一般補償、工事中の応急措置、クローラー等による道路施

設等の損傷並びに設計上の影響幅を越える部分の道路損傷復旧費についても、すべて受注者の負担とする。

- 2 家屋、その他の工作物に与えた損害が日常生活や営業等に著しく支障をきたす場合は、監督職員の指示により応急処置を講ずること。

第 24 条 （段階確認）

- 1 受注者は、下記の表に定める確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、事前に段階確認に係る報告を「千葉県 土木工事書類作成マニュアル」にもとづいた所定の書式(段階確認書)により、監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印し、確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 5 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督職員等の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整理、提出し、机上確認を受けることができる。

段階確認一覧

種別	細別	確認時期	確認項目・程度
下層路盤工		プルフローリング 実施時	プルフローリング実施 状況 1 回/工事
河床コンクリート		河床コンクリート 計画高墨出し完了 時	河床コンクリート 計画高墨出し状況

第 25 条 （電子納品について）

- 1 本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。
- 2 電子納品のレベルは 1 とし、電子納品の対象書類は次のとおりとする。
 - ①発注図書（設計書、図面、数量計算書、特記仕様書）（発注者側）
 - ②測定結果一覧表
 - ③完成図面
 - ④工事写真（参考図含む）
- 3 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。
- 4 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。

第 26 条 （設計変更）

本工事の設計変更手続きについては、建設工事請負契約書ならびに土木工事請負契約に係る設計変更ガイドラインに従うものとする。

第 27 条 （ワンデーレスポンス）

当工事は、千葉県土木工事共通仕様書を適用しワンデーレスポンスを実施する。

ただし、同仕様書の「その日のうち（24 時間以内）」は、「受付した翌開庁日の 17 時まで」に読み替えて運用する。

第 28 条 （建設工事保険等）

受注者は工事目的物及び工事材料等を建設工事保険等（これに準ずるものを含む）に付さなければならない。加入期間は原則として工事着工から工事完成期日後の 14 日の期間とする。保険契約を締結したときは、直ちにその証券またはこれに代わるものの写しを監督職員に提出すること。

第 29 条 （法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 30 条 （1 日未満で完了する作業の積算）

- 1 「1 日未満で完了する作業の積算」(以下、「1 日未満積算基準」と言う。)は、積算基準（千葉県）によるものとする。
- 2 1 日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- 3 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- 4 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- 5 受注者は（3）の協議を行うに当っては当該作業完了後速やかに、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- 6 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。
- 7 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。
※ 現場条件等とは、工事箇所が 1 km を超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により日を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。

第 31 条 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「市原市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（市原市ホームページに掲載）に基づき行うこと。

第 32 条 （工事期間）

当工事の工事期間は、90 日間とする。

工事期間のうち、準備期間として 40 日間、作業期間として 13 日間、休日（不稼働日）期間として 17 日間、後片付け期間として 20 日間を想定している。

※休日（不稼働日）は雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇）等をいう。

※当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり工事期間変更時に記載の変更は行わないものとする。（契約後の工事期間は契約書による。）

第 33 条 （市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン）

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術（ICT）の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督職員と協議すること。

第 34 条 （デジタル工事写真の小黑板情報電子化について）

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

第 35 条 （週休 2 日制適用工事）

- 1 本工事は、市原市建設工事週休 2 日制適用工事実施要領（以下「要領」という。）に

基づく「現場閉所による週休2日工事（月単位の週休2日）」であり、これに相当する経費補正を行い、予定価格を設定している。

- 2 受注者が工事着手前に完全週休2日を希望した上で、要領に基づく「現場閉所による週休2日工事（完全週休2日）」を実施し、完全週休2日の水準に達成した場合は、これに相当する経費補正に変更することとする。
- 3 対象期間について、夏期休暇として3日間、年末年始休暇として6日間を除くものとするが、受注者は工期内の適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）の確保に努めること。

第36条 （中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 37 条 （施工条件の明示）

	明示事項
工程関係	第 7 条による。
公害対策関係	施工機械については、排出ガス対策型機械を使用し、環境に十分注意をして行うこと。 騒音規制法、振動規制法、市原市生活環境保全条例を遵守し、特定建設作業実施届出書を市原市環境管理課へ提出すること。
安全対策関係	第 8 条による。 本工事の交通誘導に関しては、作業中は交通誘導員 B を 2 名以上（交代要員なし）配置すること。また、交通管理者等との協議条件などに基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督員と協議するものとする。 現場内への立入禁止措置を徹底すること。 本工事箇所は車両や歩行者等への安全対策を十分に図ること。また、沿道住民の出入を考慮し、近隣住民等に迷惑が掛からないよう最大限努力すること。
交通関係	通行止め作業が発生する場合には、事前に発注者・町会・周辺住民・学校等への周知を図るとともに迂回路の案内を行い、円滑に施工すること。 なお、歩行者の通行は確保すること。
建設副産物関係	第 12 条による。 その他現場にて発生した建設副産物については、監督職員と協議のうえ適正に処理すること。 舗装版切断時に発生する汚泥及び廃アルカリの混合物については、バキューム等で密閉可能な容器に全量をもれなく回収し、汚泥以外の不純物（ガラ、金属片等）は除去のうえ、汚泥処理施設に搬入すること。 なお、現場及び仮置場等での脱水は行なわないこと。 地質分析（溶出試験・12 項目一括）の内訳は以下のとおりとする。 ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
工事支障物関係	現場着手前に、支障物の有無を確認してから着手すること。支障物があった場合は、速やかに監督職員に報告し、関係者と協議を行い、十分注意して施工すること。
その他	車道部の表層については、極力継ぎ目なく作業を行うこと。 側溝蓋はガタツキが生じないように据付けるものとし、側溝本体を跨ぐ配置としてはならない。 施工箇所周辺に隣接する民地の塀等については、工事着手前に現況写真を撮影し、その記録を保管すること。施工に際しては既設構造物を損傷しないよう十分注意すること。 工事区域内住民の協力が得られるよう施工方法やスケジュールについて十分な説明を行い、円滑に工事を実施すること。（現場着手の 1 週間前には行うこと） その他問題が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。